

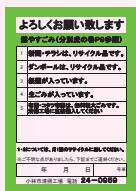
# ごみ・リサイクル品の出し方について

- 分別は、この冊子に従って正しく行う。
- ごみは**市の指定袋**に入れて、“口をしっかりと結んで”出す。
- 集積場には、家庭ごみ以外のものは出さない。
- お願いシールが貼られた場合、持ち帰って**再分別**する。
- 生ごみを出す際は、音を出さないように気をつける。

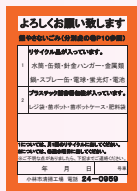
市の指定袋には、「小・中・大・特大」の4種類があります。



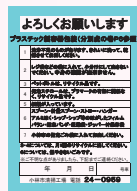
## ●お願いシールについて



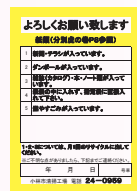
燃やすごみ



燃やさないごみ



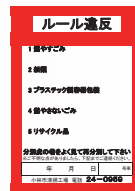
プラスチック製  
容器包装



紙類



リサイクル品



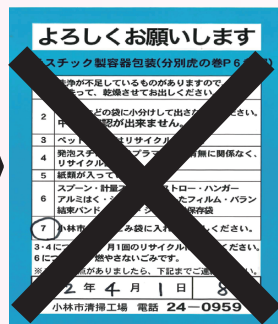
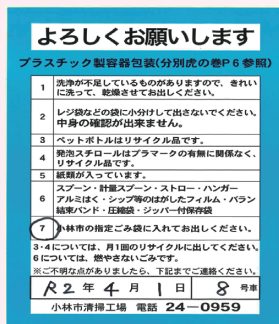
悪質と判断  
されるもの



分別できていないもの、指定袋以外の袋や箱で出されたものなどは、お願いシールまたはルール違反シールを貼り、収集しません。

## ●分別しなおして再度集積場へ出すとき

【例】



再度分別した後は、貼られたシールに、再分別した印として、マジックで「X」をつけ集積場へ出してください。

## ●お願いシール・ルール違反の対象となるごみの例

- 市の指定袋に入っていないごみ。
- ごみ袋の中身がわからないごみ。
  - … 新聞紙等で包まれているもの（汚物を除く）。
  - … レジ袋等に小分けに包まれているもの。
- プラスチック製容器包装が汚れていたり、乾いていないもの。
- 集積場で収集できないもの。
  - … 粗大ごみは、ごみ袋に入っている場合でも、虎の巻で粗大ごみとされているものは、集積場に出せません。清掃工場への直接持ち込み（P13参照）となります。
  - … 市では事業系ごみ・産業廃棄物・処理困難ごみ・法律で定められた家電・パソコンリサイクル品等は収集を行っていません。専門の処理業者等に適切な処分を依頼してください。

きちんと分別

